

◎新潟県議会告示第2号

新潟県個人情報保護条例（平成17年新潟県条例第2号）第25条第1項の規定により、口頭により開示請求をすることができる保有個人情報を次のとおり定め、平成25年4月1日以後に実施する試験等から適用する。

平成25年3月26日

新潟県議会議長 小川 和雄

口頭により開示請求をすることができる保有個人情報の項目		口頭により開示請求をすることができる期間	口頭により開示請求をすることができる場所
試験等の名称	開示する内容		
臨時的任用職員採用選考考査	総合ランク	合否通知の日から1か月間	議会事務局総務課
非常勤職員（事務補助、技能補助）採用選考考査	〃	〃	〃
非常勤嘱託員採用選考考査	〃	〃	〃